

聖籠町告示第31号

聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年聖籠町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、管理不全な状態と認められた空き家を除却することによって、町民の生命、財産等に対する危険を取り除き、被害の発生を防止し、町民の安全・安心を確保するため、管理不全空き家の除却に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金に関し、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「管理不全空き家」とは、条例第2条第2号に規定する管理不全な状態の空き家であって、聖籠町空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年聖籠町規則第8号）第5条の規定により、認定されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（法人及び団体を除く。以下「補助対象者」という。）は、町税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 管理不全空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者
(未登記の建物にあつては、固定資産税家屋台帳に所有者として記載されている者及び非課税の建物にあつては、所有している者)
- (2) 前号に規定する者の法定相続人又は3親等以内の親族
- (3) その他町長が特に認める者

(補助対象管理不全空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる管理不全空き家は、次の各号のいずれにも

該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けるため故意に管理不全な状態にしたものでないこと。
- (2) 所有権以外の権利（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利を有する全ての人及び団体から当該管理不全空き家の除却について同意を得ていること。
- (3) 除却に係る他の補助金その他の公的資金の交付を受け、又は受ける予定がないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、管理不全空き家の除却に係る工事であって、町内事業者に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付の決定を受ける前に着手した工事
- (2) その他町長が不相当と認める工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 除却工事の工事費
- (2) 除却工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、除却工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると町長が認める工事等に係る経費
- (4) 前3号に係る諸経費

2 前項の規定にかかわらず、管理不全空き家の建物内及び敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1件につき30万円を限度として、町の予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金を申請する者は、聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書

(2) 除却する管理不全空き家の住宅位置図及び除却前の4方向以上の写真

(3) 登記事項証明書(未登記の建物にあっては、固定資産税家屋台帳の写し及び非課税の建物にあっては、見取図)

(4) 法定相続人又は3親等以内の親族が申請する場合は、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書の所有者との続柄がわかる戸籍謄本

イ 他の法定相続人又は3親等以内の親族全員の同意があることがわかる書類

(5) 建物の共有者がいる場合は、その全員の同意があることが分かる書類

(6) その他町長が必要と認めたもの

(補助金の交付条件)

第9条 この補助金は、管理不全空き家の除却後の土地について、聖籠町空き家再生支援センター事業実施要綱(平成28年聖籠町告示第 号)第4条に規定する空き家バンクに登録しなければならないことを条件として、交付するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容が適正と認めたときは、聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)によ

り申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 前条の規定により交付決定を受けた者は、その申請内容の変更をしようとするときは、速やかに聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付変更交付申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付)

第12条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を聖籠町管理不全空き家除去費補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、工事が完了したときは、速やかに聖籠町管理不全空き家除却費補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 管理不全空き家の補助対象経費を証する領収書の写し
- (2) 管理不全空き家の除却後の写真（遠景・近景）
- (3) 廃棄物処理の証明書等の写し
- (4) その他町長が必要と認めたもの

(補助金等の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定を受けた者に対し、通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の通知を受けた者は、速やかに聖籠町管理不全空き家除却費補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出し、補助金を受けるものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

と認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

